

審 第 2 7 7 3 号
答 申 第 3 1 3 号
令和5年10月31日

千葉県教育委員会教育長 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 石 井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年5月13日付け〇〇第〇〇号—1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第286号

令和3年3月31日付けで審査請求人から提起された、令和3年1月15日付け〇〇第〇〇号で行った自己情報不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が令和3年1月15日付け〇〇第〇〇号で行った自己情報不開示決定（以下「本件決定1」という。）及び同年5月7日付け〇〇第〇〇号で行った自己情報開示決定（以下「本件決定2」といい、本件決定1と併せて「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

- (1) 実施機関が本件決定2で特定した個人情報以外に、「〇〇年〇〇第〇〇号〇〇事件に係る第1回口頭審理の期日指定及び証拠決定について」の写しの開示決定等を行うべきである。
- (2) 実施機関が行ったその他の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年1月4日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「1 〇〇元〇〇校長が引き継ぎのために〇〇元〇〇校長に渡した〇〇について記載された文書すべて。 2 〇〇年度以降、〇〇校歴代校長が引き継ぎのために次の校長に残した〇〇について記載された文書すべて。 3 引き継ぎのために〇〇校長室のキャビネットおよび〇〇に保管されている資料ファイル内の〇〇について記載された文書すべて。 4 〇〇校長室のキャビネットまたは〇〇に保管されている〇〇の資料および文書をまとめたファイル（いわゆる〇〇ファイル）内の文書すべて。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、「請求に係る情報が記載された行政文書を取得しておらず、保有していない」ことを理由に、本件決定1を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和3年3月31日付けで本件決定1について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、本件審査請求を受けた後、開示請求をする自己の個人情報の内容（以下「本件請求内容」という。）2から4までに関する文書特定したとして、令和3年5月7日付け〇〇第〇〇号（以下「本件取消決定」という。）により本件決定1のうち本件請求内容2から4に係る部分を取

り消し、改めて「〇〇調査に関する申入れ」（以下「本件文書1」という。）、「〇〇校において〇〇が受けている〇〇について」（以下「本件文書2」といい、本件文書1と併せて「本件文書」という。）を特定し、本件決定2を行った。

- (5) 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和3年5月13日付け〇〇第〇〇号―1で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、以下のとおり主張している。

ア 本件審査請求の趣旨

〇〇に関わる、〇〇校が保有するすべての文書を出すように要求しているのであるから、県教育委員会は行政文書という言い方で逃げるのではなく、〇〇校に保管されている、〇〇に関わる全ての文書を速やかに提出すべきである。提出できない理由は、県教育委員会にとって不都合な文書であるから「ない」としているのもあって、その存在は各方面から立証されている。しかし、文書の幾つかは、〇〇本人が当時の〇〇校長宛に正式に申し入れを行った際に提出した文書であり、それらが存在していないことは考えられない。不存在を理由に開示しないことは、正当性を欠くものと考えられる。

適正な自己情報開示を求める。

イ 本件審査請求の理由

〇〇年〇〇月〇〇日の裁判において、〇〇校前校長は、「引継ぎ事項のファイルではなく、別に（〇〇）校長が引き継いだ、どんなことが今までであったか、その中の一つ」、「要はその他の私（〇〇）が引継ぐべきであろう資料として残っていたものの一つ」として挙げており、それは「〇〇の中とキャビネットの中にあった」と証言している。また、〇〇年〇〇月〇〇日付、〇〇年〇〇月〇〇日付で〇〇元校長宛に〇〇本人が記載した申し入れ書も、残された資料の中にあつたと、〇〇校前校長が裁判でも証言し、裁判に係る陳述書にもその旨記載して、千葉地裁に県教育委員会より裁判の証拠として提出されている。これらのことを鑑みると、ファイルが存在し、その中に、多くの〇〇に関する文書が存在していることは明らかである。不存在を理由に文書の開示がなされないのは不当である。また、過去の情報開示において、当時県教育委員会に在籍していた〇〇氏より「行政文書とは、『職務上作成したもの、また、取得した文書であり、職員が組織的に用いるもの』」との説明を受けており、校長および〇〇が作成したメモを含む文書はすべて職務上作成されたもの（校長は引き継ぎのためであり、〇〇が作成した文書は校内の

諸問題に関する申し入れ書でもあったりするもの) であり、存在していることは明らかである。不存在を理由にした自己情報の不開示は正当性を欠くものである。

自己情報の不開示は、自己の個人情報、どのように記録されているかを知る本人の権利を侵害するものであり、間違った記載があれば、それらに対して訂正、削除を求めることができる個人情報開示の重要な趣旨にも反するものである。

速やかな自己情報開示を求める。

(2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

〇〇第〇〇号 令和3年1月15日において、千葉県教委は、「不存在」と主張した。

しかし、現在継続している千葉地方裁判所における裁判に提出された、〇〇学校長(当時)の陳述書を証拠として審査請求を行ったところ、「不存在」としていた文書2通が発見されたとして、開示されることとなった。

一方、その他の文書は、やはり、「不存在」を理由に、開示されていない。

しかし、〇〇校長は、〇〇年〇〇月〇〇日に千葉地方裁判所で行われた裁判において証言した際、「引き継ぎ事項と書いてあるファイルがあった」と証言している。その引き継ぎ事項に記載されていた文書が、「別の場所にあるファイルの中に存在していた」と証言した。

「別の場所にあるファイルの中に存在していた」書類は、2021年3月31日に提出した審査請求書により、存在が確認され、開示されることとなった。

このことは、少なくとも、これらの文書を示す記載が、「引き継ぎ事項」と記載された文書の中に存在していることを表している。

これらのことから、引き継ぎ事項のファイルの中に、「〇〇(申立人)」に関する記載があることは明らかである。

千葉県教育委員会は、〇〇に関わる、〇〇学校が保有するすべての文書を、速やかに提出するよう要求する。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 処分の内容について

ア 審査請求に係る処分について

本件審査請求に係る処分は、本件決定1である。

イ 自己情報開示請求について

審査請求人は、令和3年1月4日付け自己情報開示請求書において、「1 ○○元○○校長が引き継ぎのために○○元○○校長に渡した開示請求者について記載された文書すべて。(以下「本件対象文書1」という。)

2 ○○年度以降、○○校歴代校長が引き継ぎのために次の校長に残した開示請求者について記載された文書すべて。(以下「本件対象文書2」という。)

3 引き継ぎのために○○校長室のキャビネットおよび○○に保管されている資料ファイル内の開示請求者について記載された文書すべて。(以下「本件対象文書3」という。)

4 ○○校長室のキャビネットまたは○○に保管されている開示請求者の資料および文書をまとめたファイル(いわゆる開示請求者ファイル)内の文書すべて。(以下「本件対象文書4」という。)」を請求の内容とする自己情報開示請求を行った。

ウ 本件対象文書の特定及び内容について

(ア) 本件対象文書の特定について

前記イの開示請求を受け、調査した結果、本件対象文書1を特定することは出来ず、令和3年1月15日付け○○第○○号で本件決定1を行った。

なお、本件対象文書2から4までについては、今回改めて再確認したところ文書の特定に至ったことから、令和3年5月7日付けで本件決定1の取消し及び本件決定2を行った。

(イ) 本件対象文書の内容について

本件対象文書1については、口頭での伝達であり行政文書としては作成していないため存在しない。

また、本件対象文書2から4までについては「キャビネットおよび○○に保管されている開示請求者の資料および文書をまとめたファイル(いわゆる開示請求者ファイル)」について、確認することは出来ていない。ただし、文書2件については各種資料が編冊された中で今回特定した。

(2) 処分の理由について

本件対象文書1は、その存在を確認できなかったことから当該部分を不開示としたものである。

(3) 弁明の理由について

上記(2)のとおり、本件対象文書1は存在していない。

したがって、審査請求人の主張には理由がない。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の対象について

前記2(4)のとおり、本件決定1のうち、本件請求内容2から4までに係る部分については、本件取消決定において取り消された上で、改めて本件決定2がなされているが、反論書の内容を踏まえると、審査請求人は、本件決定1のみならず、本件決定2についても審査請求の対象としていると見受けられた。

そのため、文書により審査請求人にその趣旨を確認したところ、「本件請求内容2から4については、令和3年5月7日付けで開示された文書に不服があるため、引き続き、本件請求内容2から4も含め、審査請求の対象としている。」との回答があった。

したがって、審議会は、本件決定について判断する。

(2) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3(1)アのとおり、審査請求人に係る全ての文書の開示を求めており、これは、実施機関が特定した個人情報以外に、本件開示請求に係り実施機関が保有する個人情報が存在するとの主張であると考えられるので、以下、検討する。

(3) 個人情報の特定の妥当性について

ア 審査請求人は、前記3(1)イのとおり、〇〇年〇〇月〇〇日に行われた裁判における〇〇前〇〇校長の証言を根拠に、審査請求人に関する文書が存在していることは明らかであると主張するので、以下、検討する。

イ 実施機関は、前記4(1)ウ(ア)のとおり、本件開示請求のうち、本件対象文書1を特定することはできず、本件対象文書2から4までについては、再確認した結果、文書の特定に至ったことから本件決定2を行った。

(ア) 校長間での引継ぎについて

実施機関に確認したところ、通常、教員が学校を異動する場合に、異動する教員に関して校長間で個別の引継ぎは行わない。また、校長自身が異動する場合の校長間での引継ぎについては、引継書を基に行われるが、引継ぎの内容としては、学校運営等、学校全体の問題に関することが主であるとのことであった。

なお、引継書の性質については、引継書は引継ぎのために使われるものであり、引き継がれた者が不要と判断すればその段階で廃棄されるため、後に残るものではないとのことであった。

(イ) 本件対象文書1について

a 実施機関は、前記4(1)ウ(イ)のとおり、本件対象文書1について、口頭での伝達であり行政文書としては作成していないため

存在しないと主張する。

- b 審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に文書の探索を行わせたところ、審査請求人が主張する本件対象文書1を実施機関において保有していないことが確認された。
- c 実施機関の説明を踏まえると、審議会としては、本件対象文書1が存在しないことについて、特段不自然、不合理な点は認められない。

(ウ) 本件対象文書2から4までについて

- a 実施機関は、前記4(1)ウ(イ)のとおり、本件対象文書2から4までについて、キャビネット及び〇〇に保管されている審査請求人の資料及び文書をまとめたファイルについては確認ができなかったが、各種資料が編冊された中で、本件文書を特定した。
- b 審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に確認させたところ、キャビネット及び〇〇において、開示請求者の資料及び文書をまとめたファイルの存在を認めることはできなかった。

一方で、本件文書が含まれる簿冊には審査請求人に関する文書3枚が綴られていたが、実施機関は本件決定2において、本件簿冊から本件文書のみを特定し、「〇〇年〇〇第〇〇号〇〇事件に係る第1回口頭審理の期日指定及び証拠決定について」の写し(以下「本件未特定文書」という。)を特定していないことが判明した。

したがって、本件簿冊のうち、本件文書のみしか特定しなかった実施機関の判断には誤りがあるので、本件未特定文書についても特定し、改めて開示決定等を行うべきである。

ウ 文書の再探索について

審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に文書の探索を行わせたところ、本件文書及び本件未特定文書に記録された個人情報以外に本件開示請求に係る個人情報を保有していないことが確認された。

- エ 以上のことを踏まえると、審議会としては、実施機関が、本件文書及び本件未特定文書に記録された個人情報以外に本件開示請求の対象となる個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 附言

(1) 本件の弁明書の内容は、本件の審査請求書の内容に触れることなく、単に、不保有である事実を述べているにすぎないところ、弁明書の内容が具体的でない、それに対する反論が困難となり、ひいては、審査請求人の反論の機会を失することにもなりかねない。

したがって、弁明書の内容は、審査請求書の内容を踏まえた上で具体的に記載すべきである。

(2) 本件において、実施機関は本件決定1に対する本件審査請求がなされた後に、本件決定1のうち一部を取り消し、取り消した部分について、改めて本件決定2を行っているが、このような事案においては、個人情報の開示請求の趣旨に則って適切に対応されたい。

7 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年5月13日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
令和3年6月14日	反論書の写しの受理
令和5年6月23日	審議（令和5年度第3回第1部会）
令和5年7月25日	審議（令和5年度第4回第1部会）
令和5年9月26日	審議（令和5年度第5回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会